

市町村名	益子町	地域の目指す姿(ビジョン、大目標) すべての高齢者がいつまでもいきいきと安心して笑顔で生活できる暮らしづくり
------	-----	---

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容					R5年度(年度末実績)			
	大区分	中区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
益子町	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	○生活機能の低下リスクの割合では認知機能の低下、転倒リスク、うつ傾向ありの割合が高い。 ○介護が必要な状態を防ぐために教室や相談の開催が必要。	○一般介護予防事業の実施	・介護予防教室、地域の健康相談・健康教育をおこなう。 (R3) (R4) (R5) 実施回数 143 142 142 延参加者数 1945 2065 2145 ・介護予防に資する地域活動組織の育成・支援をする。 (R3) (R4) (R5) 支援団体数 18 20 21	介護予防教室や運動教室、老人クラブや地域の健康相談・健康教育の実施。 実施回数 126 延参加者数 984 地域活動組織の育成・支援のためサロンや介護予防自主団体への運営支援を実施。 支援団体数 23	○	地域活動組織の運営を支援し団体数が増えている。	介護予防教室等の参加者は増えていない。多くの方が参加できるよう各事業の周知をおこなう。 又、地域活動組織に専門職を派遣し介護予防の知識の普及に努める。
益子町	①自立支援・介護予防・重度化防止	②生活支援体制整備	○高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域住民やボランティア、地縁組織など多様な主体が、地域で助け合い、高齢者を支えていく体制づくりを推進する。	○生活支援協議体の設置 ○生活支援コーディネーターの配置及び就労的活動支援コーディネーターの配置の検討	・協議体の設置 協議体設置数 R3 R4 R5 1か所 2か所 3か所 ・生活支援コーディネーター R3 R4 R5 1人 1人 1人	生活支援協議体会議を開催し、情報共有、町の課題や実情等の話し合いをおこなった。自治会長へのアンケート調査を7月に実施した。「終活」の講習会を8月に実施した。 生活支援コーディネーターが、居場所作りの相談・打診等や設置済みの地域に対してのフォローなど各地域を訪問した。	○	各地域を訪問し、相談フォローアップ等を実施することができた。	自治会長へのアンケート調査結果をもとに、地域での課題を把握し、解決のために地域住民やボランティアなどの多様な主体が地域で高齢者を支えていく体制づくりを目指す。
益子町	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	○生活機能の低下リスクの割合で認知機能の低下の割合が高い。 ○在宅介護実態調査にて現在抱えている傷病で認知症の割合が高い。	○認知症施策の推進	認知症に関する正しい知識の普及をするため認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーターの養成や認知症ケアパスの普及・認知症カフェ・サロンの設置・通いの場の整備をおこなう。	認知症サポーター養成講座の実施やチームオレンジを中心に認知症カフェ・サロン、通いの場の運営、認知症の方への個別支援をおこなった。	○	認知症の方も対応している通いの場の運営支援や認知症サポーター養成講座を実施することができた。	コロナウィルス感染症は5類に移行しても、高齢者が感染をすると重篤な症状になることもあるため、各活動に合わせた感染対策がおこなえるよう周知していく。
益子町	①自立支援・介護予防・重度化防止	④その他							
益子町	②介護給付適正化		○介護保険被保険者数は横ばいに推移しており、認定者数は微増、介護給付費はほぼ横ばいで推移している。 ○介護サービスを必要とする方を適正に認定した上で、利用者が真に必要なとするサービスを確保することで介護保険制度の信頼性を高めるとともに、費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度を構築するためにも、給付費の適正化に取り組んでいく必要がある。	○適正化主要5事業である「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」に加え、「実地指導事業」も実施する。	(R2) (R3) (R4) (R5) ・要介護認定に係る書面審査の割合(%) 100 100 100 100 ・ケアプランの点検事業所数(事業所) 0 1 1 0 ・住宅改修等の点検件数(件) 13 15 15 15 ・医療情報との突合・縦覧点検をしている割合(%) 100 100 100 100 ・介護給付費通知回数(回/年) 2 2 2 2 ・実地指導実施事業所数(事業所) 0 3 3 1 ※R2は実績値、R3以降は目標値	○介護認定の適正化 要介護認定に係る認定調査の内容について書面の審査を通じて点検し、適正かつ公平な要介護認定の確保を図った。 ○住宅改修等の点検 住宅改修等を必要とする受給者の実態確認や見積書の点検、訪問調査の実施を通じて、受給者に必要な生活環境の確保、給付の適正化を図った。 ○医療情報との突合・縦覧点検 医療保険情報との突合点検、介護報酬支払情報の縦覧点検の実施を通じて、誤請求・重複請求等を排除するよう試みた。 ○介護給付費通知 受給者に介護報酬の請求及び費用の給付情報を通知することで、適切なサービスの利用と提供並びに普及啓発を図った。	○	「介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」については、計画通り実施することができた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、申請者の自宅に向い出てチェックする「住宅改修等の点検」は計画値より実績値が下回ってしまった(計画値15→実績値7)。 ○今後は、住宅改修等の点検や国民健康保険団体連合会から提供される「介護給付実績情報」を活用して介護給付適正化事業に取り組み、より一層、適正な給付を目指していく。	